

## 第2回岩見沢市子ども・子育て会議議事録

日時 平成28年3月4日（金）18:00～19:15

場所 であえーる岩見沢4階 会議室1

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 専門部会の報告について
  - (2) 子ども・子育てプランの変更について
  - (3) 平成27年度の主な事業の進捗状況について
  - (4) 次年度に向けた取り組みについて
- 3 その他  
平成28年度第1回会議の日程調整について
- 4 閉会

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | 1 開会（18:00）<br><br>2 議事  |
| 委員 F | それでは議事に入りたいと思います。始めに（1）専門部会の報告について、事務局の方から説明をお願いします。                 |
| 事務局  | 資料1「保育料の見直し《案》」について説明  |
| 委員 F | ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ありますか。   |
| 委員 J | 負担は第2階層の人が少し増えるだけで、あとは概ね減ることになるのですか。                                 |
| 事務局  | そうですね。3子無料化の対象を18歳から引き下げますので、今まで無料になっていた世帯の一部に、負担が生じる世帯が出てくることになります。 |
| 委員 F | 第2階層の人たちは全体の1割くらいでしたね。   |
| 事務局  | 1割から2割くらいです。   |
| 委員 F | 他のところで負担が減るような世帯は出てくるのですか。   |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>第2階層については、母子家庭の場合や、障がいをお持ちのお子さんがいる場合は引き続き無料となります。また、現在、国として幼児教育の無償化という話題も出ていますので、経過措置の2年間に国の制度とも照らし合わせて見ていきたいと考えています。</p>  |
| 委員 F | <p>第3子無料化の対象年齢を引き下げることによって、無料化を期待して産んだのに有料になってしまう人たちが出てくることになると思いますが、負担が生じる人はどのくらいいるのですか。</p>   |
| 事務局  | <p>負担が生じる人たちの中でも金額の幅はあるのですが、若干でも増えるという人も含めると全体で2割くらいだと考えられます。</p>   |
| 委員 F | <p>生活水準の高い方の負担が増すのはなんとなくわかるのですが、生活水準の厳しい方に負担を求めるルールになっていますよね。</p>   |
| 事務局  | <p>そういうことではないです。減額・細分化していますので、そもそもの保育料が大きく下がっています。所属する階層にもよりますが、例えば、資料1「保育所基準額表(案)」について、5階層の「標準」「0～2歳」の部分を見ていただきますと、今まで44,500円負担していた方は、その所得に応じて30,350円まで下がる方もいることがわかります。負担額は減額をかけてから細分化していますので、どのくらい下がるかは人によって差がありますが、全体的には下がる方が多くいらっしゃいます。また、3子の家庭では、3子無料化の対象からは外れてしまうけれども、第2子無料化で該当になってそのまま無料になるという方も多くいらっしゃいます。3子無料化を圧縮することによって制度から外れてしまう方は出てしまいますが、2年間の経過措置がありますので、その間に生活設計を作り直していただくということで、2年間引き続き無料としたいと考えています。</p> |
| 委員 F | <p>第2階層の人たちは今まで無料だったので負担が増えるということですよ。</p>   |
| 事務局  | <p>母子家庭や、障がいをお持ちのお子さんがある家庭以外は負担が生じますが、減額率50%にしていますので、金額としては低額に抑えています。</p>   |
| 委員 J | <p>2年間の経過措置の後に、実際にやってみてどうだったのかということで、見直しをする機会はあるのですか。</p>   |
| 事務局  | <p>2年後にするか3年後にするかは難しいところですが、前回の制度がそうであったように、今回の制度も何年か運用した結果、どのような結果・効果が出たの</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | かということを検証し、またこちらで議論していただいて、新たな制度を作っていく形になると思います。   |
| 委員 F | 負担増になるのが第2階層の人たちだというのが辛いなということだけが少し心配です。   |
| 事務局  | 現在、国の方で幼児教育の無償化の検討を進めているのですが、その対象は所得の低い方から該当になっていくということになりますので、この2年間の経過措置の間で、国の制度で無料になる可能性も高いかなと思っています。        |
| 委員 J | 第2階層の年収は大雑把にどのくらいですか。0から2歳で、負担が0円から急に月額4,500円に上がる人が出たら、年間54,000円払うことになりますが、これはその人たちの年収のどのくらいの割合でしょうか。          |
| 事務局  | 第2階層ですと大体330万円未満です。  |
| 委員 J | 一番高い人で330万円ですよ。一番低い人、ぎりぎり第1階層にならない所得の人ではどのくらいですか。  |
| 事務局  | 表に出てこない収入が少なく生活保護世帯にならないという方もいらっしゃいますので、はっきりした金額をお示しすることは難しいです。  |
| 委員 J | ぎりぎりで、例えば100万円くらいしかないけれども生活保護世帯ではない人のうちの54,000円だと、相当厳しいと思います。  |
| 委員 F | それで両親が揃っていて子どもがいるというのは、結構リスクの高い人たちなのではないかと想像しています。   |
| 委員 J | 16歳、17歳のカップルで、祖父母に勘当されていて、石油を買ったら粉ミルクを買えなくなって赤ちゃんを手放した、というような人たちを実際に何人か知っているのですが、そういう人たちから54,000円取るのは厳しいと思います。 |
| 事務局  | そういう方の場合は、生活保護申請をした方が良いのではないかと思います。  |
| 委員 J | 生活保護の相談をしたけれども駄目だったのです。  |
| 事務局  | 確かに、そういう方も中にはいらっしゃると思います。今回は、こういった制度の改正で、2年間の経過措置はあるものの、徴収するという結論を専門部会の  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>中でいただき、設定いたしました。国の制度の中で、ここは手当されるのではないかなという予想もありますので、2年間の経過を見ながら、また毎年皆様にご説明したいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。</p>                    |
| 委員 J | <p>国の補助制度が2年間で無かった場合は、見直してくれる可能性があるということですね。</p>  |
| 事務局  | <p>お約束は出来ませんが、可能性としてはあります。</p>  |
| 委員 E | <p>経過措置2年間ということですが、運用されるのが2年後からということですか。</p>  |
| 事務局  | <p>経過措置というのは、負担が増える人は引き続き無料という意味で、減額制度自体は平成28年度から始まります。この制度によって3子無料の対象から外れた人については、2年間は引き続き無料になるということです。</p>                         |
| 委員 E | <p>保育所と幼稚園の第3子無料化の対象年齢が、保育所は小学校3年生から、幼稚園は小学校6年生から、というように違っているのはなぜかなと思ったのですが、これは国の基準でこのように定められているのですか。</p>                           |
| 事務局  | <p>これは国の基準です。2子無料については国の基準のまま、3子無料については国の基準にプラス3歳上乗せをしています。</p>   |
| 委員 J | <p>市としての負担は大分増えることになるのですか。</p>  |
| 事務局  | <p>経過措置終了後は、現在の3子無料に使っていた財源よりも少し上乗せになるくらいかなと考えています。</p>   |
| 委員 J | <p>そんなに赤字にはならないということですね。</p>  |
| 委員 F | <p>今後どのようになっていくかについては様子を見ていかなければならないですね。それなりに収入のある9割5分くらいの人たちは良くて、残りの5分くらいの方はリスクの高い人たちだと想像されるので、そういう人たちが払うことになるというのはちょっと気になります。</p> |
| 委員 H | <p>この資料の説明というのは、あくまでもこの会議の委員向けの説明であって、広報に載るときなどは、もう少し噛み砕いてわかりやすい内容にするということですね。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | そうですね。ここではかなり詳しく説明していて少し難しい資料かなと思いますので、もう少しシンプルにした形でお知らせすることになると思います。  |
| 委員 H | 多分、数字の見せ方だと思うのですが、例えば今は 0 円から 4,500 円に上がったという部分がトピックになっていますが、今まではこうだった、とか、国の基準ではこうだった、という判断材料がもう少しあると良いと思います。ただ単に今の説明を噛み砕いても、0 円から 4,500 円に上がったという印象しか残らず、負担増の気分にはかならないと思います。なので、例えば国の基準では 9,000 円のところを岩見沢市では 50%減の 4,500 円で収まっている、といった比較対象があると、100%の納得ではないにせよ、歩み寄ってもらえる部分もあるのかなと思うので、そういった数字の見せ方もあるのかなと感じました。 |
| 委員 F | よろしいですか。それでは議事（2）子ども・子育てプランの変更について、説明をお願いします。  |
| 事務局  | 資料 2「子ども・子育てプランの変更について」の説明   |
| 委員 J | 天使幼稚園の定員が 40 人減った理由はなんですか。利用希望者が少ないということですか。   |
| 事務局  | もともとの入所児童数が減ってきています。利用定員は減っているのですが、認可定員については変更はありません。認可定員と利用定員は必ずしもイコールでなくても良いので、認可定員は 145 人のままですが、実際に施設として受け入れられる上限としての児童数は 105 人に変更するということです。  |
| 委員 J | 施設基準が悪いとか、園の先生がいなくなっているからという理由ではなく、利用者が減っているからということですね。  |
| 委員 F | 職員は認可定員ですか。  |
| 事務局  | 利用定員です。  |
| 委員 F | では、利用定員を少なくすることは、職員も減ることですね。   |
| 事務局  | 配置基準上、必要となる先生の最低限の人数は少なくなります。今回の説明については、利用定員は減るけれどもニーズ量は確保できているという内容になります。利用定員を変更する時は、子ども・子育て会議でご意見を伺ったうえで変更することが定められているので、今回お話をさせていただきました。  |

|      |  |
|------|--|
| 委員 F | これによって路頭に迷う子どもはいないということですね。  |
| 委員 J | 結局、認定こども園は栗沢だけですか。   |
| 事務局  | 現在のところ、栗沢だけです。   |
| 委員 J | 今後の併用は無さそうですか。   |
| 事務局  | 今のところ相談等は受けていません。  |
| 委員 F | よろしいですか。それでは議事（3）平成 27 年度の主な事業の進捗状況について、説明をお願いします。   |
| 事務局  | 資料 3 「岩見沢市子ども・子育てプラン（平成 27 年度～31 年度）と平成 27 年度の主な事業について」の説明   |
| 委員 J | 病後児保育なのですが、圧倒的にインフルエンザの病児保育が多いと思いますが、感染時期は病後児に入れられないという定義だったので、東町が全然使われていないのではないかと思います。この際、どちらも「病児・病後児」または「病児」にしてしまったらどうかと思っています。東町の環境にも依りますが。 |
| 事務局  | 東保育園の病後児保育については、施設の整備も病後児タイプで整備しているという課題もありますので、設置している法人の方に、変更が可能であればどうですかというご提案をするのは可能ですので、相談していきたいと思います。                                     |
| 委員 J | ファミリーサポートですが、実質 2 人しか登録していないということは実際には動かないということですか。  |
| 事務局  | いいえ、ファミリーサポートのはおはおは既に動いていますので、そこに 2 人登録して活動するということになります。   |
| 委員 J | 今は何人になるのですか。   |
| 事務局  | 提供会員は 6 人になります。  |
| 委員 F | どのような工夫をしましょうか。  |
| 事務局  | 今回、登録に繋がらなかった方は、保育サービス講習会の結果、自分たちがど  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>んな活動をしたいのかということが非常に曖昧だったことがわかりました。ファミリーサポートに登録するまでは決心がつかないという方がいらっしやいましたので、来年度については、ファミリーサポートという制度そのものをまず皆さんにわかっていただくためのフォーラムのようなものを先に開催し、その後に講習会を開催しようと考えています。</p> |
| 委員 J | <p>つみき園についてですが、訪問看護などを頼む人が多くなってきていて、重篤な子もいます。軽い症状の子もどんどん増えていくので、つみき園の拡充をお願いしたいです。</p>  |
| 事務局  | <p>つみき園については、市からの委託の部分は相談のところだけで、事業所としての運営は社会福祉協議会の判断になります。社会福祉協議会に今いただいたご意見をお伝えしたいと思います。</p>  |
| 委員 F | <p>教育支援センター事業についてですが、掛けている人員の割に相談件数が少ないと感じましたが、どう評価しますか。</p>   |
| 委員 J | <p>薬やカウンセリングが必要な人は、うちで診ていますが、満杯で予約を入れられない状態です。件数は少ないですが、これ以上手が回らない状態です。</p>  |
| 委員 F | <p>手が浮いているところがあるということですか。</p>  |
| 委員 J | <p>そうではなく、1件1件が長いという印象です。</p>  |
| 委員 F | <p>それは、別のところで相談を引き受けているということですね。</p>   |
| 委員 J | <p>例えば、医療アドバイザーから引き取ってうちで診た後に、教育支援コーディネーターに引き渡す、というようなことを繰り返しています。</p>   |
| 委員 F | <p>特定の先生が相談を抱えているという状況なのですね。あとは症状が重い人が多いということですね。</p>  |
| 委員 J | <p>完全に不登校になった人を主に引き受けていますし、スクールカウンセラーは1人5校くらいを回っていますが、3ヶ月に1回くらいしか見てもらえないような状況です。</p>   |
| 事務局  | <p>小学校の訪問については、子育て支援センターの臨床心理士と一緒に学校を回っています。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 委員 F | それは件数には入っていないですね。  |
| 事務局  | 1回の相談に1人で受けるわけではなく、2人、3人といったチームで動いていますので、人手は結構掛かります。   |
| 委員 F | これだけマンパワーを掛けていても、対外的には件数が伸びていないというように読めてしまう、というところが問題だと思います。   |
| 事務局  | こちらの事業については、指導室が所管している事業なのですが、評価の在り方として、内容がわかっただけのお知らせの仕方などを、来年度の会議の中でももう少し工夫してご説明したいと思います。                          |
| 委員 I | 心の教室相談員というのは、どのような方がなられているのですか。何らかの資格を持っているのですか。   |
| 委員 F | 昔と制度が変わっていなければ、スクールカウンセラーがあまり来られないところに、一般の方や学生に入ってもらおうという形で、学校の先生とは違った立場で、地域の人たちが関わってくれるというイメージです。長い間、文科省がやっている制度です。 |
| 事務局  | こちらについては、確認して皆様にお知らせしたいと思います。  |
| 委員 F | よろしいですか。それでは議事（4）次年度に向けた取り組みについて、説明をお願いします。  |
| 事務局  | 資料4「平成28年度に向けた取り組み 事業の見直し等について」の説明   |
| 委員 J | 特別育児支援ヘルパー制度の創設についてですが、要対協のケース会議に出さなければいけないのですね。   |
| 事務局  | そうですね。要対協で必要と判断する、というように考えています。  |
| 委員 F | 他に何か質問などありませんか。無いようですので、それでは今日の議事はこれで終わりにしたいと思います。   |
| 事務局  | 4 閉会（19:15）  |